東京労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、東京都はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金（平成20年東京労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成21年11月24日

東京労働局長　東　　明洋

第４号中「１時間820円」を「１時間824円」に改める。

附　則

この決定は、平成21年12月31日から効力を生ずる。

福井労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福井県紡績業，化学繊維、織物、染色整理業最低賃金（平成20年福井労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成21年11月24日

福井労働局長　島谷　敏昭

第４号中「１時間713円」を「１時間714円」に改める。

福井労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金（平成20年福井労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成21年11月24日

福井労働局長　島谷　敏昭

第４号中「１時間776円」を「１時間777円」に改める。

福井労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福井県電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業最低賃金（平成20年福井労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成21年11月24日

福井労働局長　島谷　敏昭

第４号中「１時間734円」を「１時間737円」に改める。

福井労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福井県各種商品小売業最低賃金（平成20年福井労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成21年11月24日

福井労働局長　島谷　敏昭

第４号中「１時間738円」を「１時間740円」に改める。

愛媛労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金(平成20年愛媛労働局最低賃金公示第５号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成21年11月24日

愛媛労働局長　三上　明道

第４号中「１時間763円」を「１時間766円」に改める。

附　則

この決定は、平成21年12月25日から効力を生ずる。

国家試験

平成21年度特別支援学校教員資格認定試験合格者

平成21年度特別支援学校教員資格認定試験実施要領７⑵に基づき、平成21年度特別支援学校教員資格認定試験に合格した者の受験番号を次のとおり発表する。

平成21年11月24日

文部科学大臣　川端　達夫

試験種目　自立活動（視覚障害教育）

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
5006	5009	5017	5025	5027	5028	5029
5033						

試験種目　自立活動（言語障害教育）

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
6001	6002	6003	6004	6006	6007	6008
6009	6013	6014	6016	6017	6019	6021
6026	6038	6040	6042	6045	6046	6051
6053	6056	6058	6059	6060	6061	6062
6063	6064	6073	6074	6078	6080	

統　計

機械受注統計調査報告（平成21年９月）（実績）

内閣府経済社会総合研究所

（調査の概要）

本調査は、機械等製造業者の受注した設備用機械類について、毎月の受注実績を調査したものであり、調査対象は主要機械等製造業者、調査時点は毎月末日である。

昭和62年４月実績より、調査対象社数を202社（うち機械製造業者178社）から308社（同280社）に増加させるとともに、調査内容を拡充した280社ベースの調査に移行した。

平成17年４月調査より、日本標準産業分類の改訂（平成14年10月施行）に準拠して、需要者の産業分類等を変更した。なお、公表については、季節調整に必要なデータが蓄積されるまでの当分の間、従来の分類と接続可能な移行表章による（巻末の対照表を参照）。この間、新産業分類による計数は統計表のなかで参考表章する。

主要需要者別機械受注額

（単位：億円、％）

	平成20年10～12月	21年1～3月	4～6月	7～9月	21年6月	7月	8月	9月
受注総額	57,696	48,391	45,350	50,057	15,416	16,571	16,255	17,232
	(－20.1)	(－16.1)	(－6.3)	(10.4)	(2.3)	(7.5)	(－1.9)	(6.0)
	〔－28.0〕	〔－39.7〕	〔－42.6〕	〔－30.2〕	〔－40.9〕	〔－33.3〕	〔－31.9〕	〔－26.6〕
民需	27,966	26,030	25,684	25,064	8,030	7,913	8,637	8,513
	(－14.7)	(－6.9)	(－1.3)	(－2.4)	(－15.9)	(－1.5)	(9.2)	(－1.4)
	〔－22.2〕	〔－28.9〕	〔－28.0〕	〔－23.2〕	〔－33.2〕	〔－31.4〕	〔－18.8〕	〔－19.9〕
〃（船舶・電力を除く）	24,398	21,984	20,898	20,708	7,328	6,647	6,681	7,380
	(－15.1)	(－9.9)	(－4.9)	(－0.9)	(9.7)	(－9.3)	(0.5)	(10.5)
	〔－23.7〕	〔－29.4〕	〔－33.4〕	〔－27.3〕	〔－29.7〕	〔－34.8〕	〔－26.5〕	〔－22.0〕
製造業	9,941	6,851	7,590	6,926	2,811	2,237	2,346	2,343
	(－22.4)	(－31.1)	(10.8)	(－8.7)	(14.6)	(－20.4)	(4.9)	(－0.1)
	〔－33.1〕	〔－51.0〕	〔－47.0〕	〔－45.7〕	〔－43.0〕	〔－50.7〕	〔－42.1〕	〔－44.2〕
非製造業（船舶・電力を除く）	14,381	15,088	13,266	13,919	4,523	4,396	4,368	5,154
	(－10.0)	(4.9)	(－12.1)	(4.9)	(7.3)	(－2.8)	(－0.6)	(18.0)
	〔－15.8〕	〔－12.8〕	〔－23.7〕	〔－12.0〕	〔－22.8〕	〔－21.7〕	〔－13.9〕	〔－3.0〕
官公需	6,640	6,706	7,558	8,423	2,494	3,121	2,897	2,405
	(－1.2)	(1.0)	(12.7)	(11.4)	(4.6)	(25.2)	(－7.2)	(－17.0)
	〔－8.4〕	〔－2.0〕	〔7.0〕	〔20.5〕	〔7.0〕	〔37.6〕	〔30.6〕	〔7.0〕